

全ト協「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」のご案内について

(一社) 東京都トラック協会

標記顕彰について、全日本トラック協会より、下記の通りに実施する旨、ご案内がございましたので、お知らせ致します。

つきましては、標記顕彰に係る申請を希望される東ト協青年部会員の方は、東ト協教育研修部へご連絡（TEL：03-3359-4137）頂きますようお願い致します。

記

1. 事業の主旨

都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が実施した、または今後実施する先進的で創意工夫等のある取組により、他のものの模範となりえるような事業に対して顕彰を行う。

2. 主な顕彰候補対象事業

次に掲げる顕彰候補対象事業例等に該当する事業。但し、申請は1者1事業に限る。

- (1) 社会貢献事業 (2) 収益性向上事業 (3) 安全対策事業 (4) 環境対策事業
- (5) その他（特に本目的に沿った事業事業）

上記(1)～(5)の事業については、既に実施したもののほか、平成28年度中に実施予定のアイデア、企画等でも申請できます。

3. 顕彰候補者の要件

- (1) 事業実施主体が都道府県トラック協会の青年組織に所属する会員事業者で、貨物自動車運送事業法等の悪質違反がない者。
- (2) 顕彰候補者が申請する事業は、トラック協会以外の助成金等を受けない事業。

4. 顕彰金額・総額

金賞（100万円）、銀賞（70万円）、銅賞（50万円）とする。顕彰総額は500万円を限度とし、限度額を超える場合、上位の事業を優先して適用する。

5. 顕彰の決定

審査委員会に審査を諮り、顕彰の決定を行う。

6. 結果の公表

審査結果の通知後速やかに、受賞事業の概要等をホームページ、機関誌等で公表する。「全ト協青年部会全国大会」において授与式を行う。

7. 申請の流れ

(1) 申請希望の連絡及び、必要書類（申請書や記入例等）の入手

東ト協教育研修部（TEL：03-3359-4137 担当：齋藤）に、申請希望の旨お電話のうえ、東ト協ホームページから必要書類をダウンロードして頂きますようお願い致します。

(2) 提出書類

①申請書、②事業報告書、③直近の営業報告書の3点を、正1部、副1部（副はコピー可）作成のうえ、郵送にてご提出くださいますよう、お願い致します。

※提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出書類等は返却しません。

(3) 提出締切 平成28年10月14日（金）（必着）

※東ト協において、書類の確認等を行う関係により、全ト協で定めている締切日と異なります。

(4) 書類の提出先

〒160-0004 新宿区四谷3-1-8

（一社）東京都トラック協会 4F教育研修部 齋藤 孝行

(5) 顕彰の決定方法

「審査委員会」（全ト協経営改善・情報化委員会の中に設置）に審査を諮り、顕彰の決定を行う。

(6) 結果通知

審査の結果については、後日、都道府県トラック協会を通じ結果通知書をお送りします。受賞事業の概要等を全ト協ホームページ、機関誌等で公表します。

※提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出書類等は返却しません。

8. 東京都トラック時報及び東ト協ホームページによるPR

標記顕彰につきましては、東京都トラック時報及び、東ト協ホームページにおいてもお知らせ致します。

◇本申請に関するお問い合わせ先

（一社）東京都トラック協会 教育研修部 齋藤 TEL：03-3359-4137